

# 近世朝廷と三井 —— 三井文庫所蔵史料から ——

村 和 明

はじめに

本稿は、筆者の勤務する史料所蔵機関である三井文庫が所蔵する近世史料のうち、近世の天皇・朝廷研究に直接関係があると思われるものについて概要を紹介し、研究の基盤構築に貢献しようとするものである。

三井文庫は、近世の三井および近代の三井財閥に関連する史料を収集・保管し、これに関連する研究を行う機関である。<sup>(1)</sup> 収蔵史料は一〇万点を超え、戦前に収集された近世の統括機関・各営業店舗<sup>(2)</sup>の史料を母体に、三井関連企業史料、三井家各家の史料<sup>(3)</sup>などの寄贈・寄託を受けてきた。このうちには、近世の天皇・朝廷に関連する史料もかなり存在している。しかしこれまではそれほど活発に利用されてきたとはいえないと思われる。

理由はいくつか考えられるが、まず利用者側では、商業史研究と近世の天皇・朝廷の研究に従来あまり接点がなかったこと。史料所蔵機関側では、史料目録の刊行などにより利用環境の整備にとめてはきたものの、<sup>(4)</sup>総数が膨大であることもあって、検索・利用があまり簡便とは言いがたく、また個別のテーマの研究者への発信までなかなか手が廻らなかつたことなどが考えられるであろう。

そこで本稿では、三井文庫が所蔵する、近世の天皇・朝廷に関する史料の概要を紹介したい。

そのためにまず、はなはだ簡単にはあるが、近世の三井と天皇・朝廷の関わりについて概観する。次に具体的な史料について、簡単な項目を立てて列挙する。最後に、実際の史料を用いて若干の事例紹介をおこなう。

なお史料の量が膨大であるため、ある程度の遺漏があると思われる。また、近世朝廷と三井の関係についても、悉皆的に把握できたとはいえ難いが、ご了承いただきたい。

## 一、近世朝廷と三井の関係概観

まず本章では、三井文庫にどのような朝廷関連史料が存在しているのかを考える手がかりとして、近世の天皇・朝廷がもった三井との関わりについて概観する。

まず、三井にかんする通史である三井文庫編集・発行の『三井事業史』<sup>(5)</sup>をみると、近世の天皇・朝廷関係については、特に立項はされていない。江戸幕府御用とかかわらせて、関連箇所ごとに若干の説明がなされている。特記すべき指摘としては、禁裏御作事御普請入用銀の請払御用の存在が、新政府御用引受けの前提であったとの指摘（同本文篇一、四八三頁）、および天保期に朝廷関連御用が増加したとの指摘（同五八六〜五八八頁）がなされている。

近世の天皇・朝廷と三井の関係を概観するには、むしろ三井自身による整理をみたほうが簡便である。ここでは、維新时期に作成された自己申告のための史料をみることにする。

まず史料一として、「御所御用勤仕履歴書上控 御所御勤使所御為替御用及駕輿丁其他」<sup>(7)</sup>をみる。堅紙一点・切紙三点をまとめた史料で、本来別個だが似た性格の案文を、後世の整理段階でまと

めたものと思われる。性格を明らかにする付記などはないが、内容からみていずれも維新政府に提出するものであるろう。以下、①〜④に分けて示す。

### 【史料一—①】（堅紙一紙）

乍恐以書付奉申上候

御所御勤使所御両替御用相勤候二付、諸役御免除札頂戴仕、年頭・八朔其外御大札之節、献上物仕候二付、往古より苗字名乗御免被為仰付、御用奉相勤来り候儀二御座候、此段御聞置奉願上候、以上

慶応四年辰正月

新町通六角下ル町

御所御取替御用達

三井三郎助

名代 白瀬清三郎

①は、三井三郎助（京両替店）名義。「御所御勤使所御両替御用」を勤めるにつき、諸役免除札を交付され、また年頭・八朔や「大札」の際に献上物を行い、苗字名乗を許されたと記されている。両替業を営む京都町人としての三井と朝廷の関係が述べられているといえる。

### 【史料一—②】（切紙一紙）

享保六丑年

御所駕輿丁猪熊座役奉相勤候二付、右御役二而者三井左衛門与相名乗申候、

慶応三卯年

御所於御勘使所御呉服物御見競御用御出入被仰付候、

寛政九巳年

是迄公辺御勘定所御用達・伊豆国附嶋ノ産物会所頭取相勤候

二付、苗字相名乗申候、

右之通御座候、以上

(三都本店 北家高橋)  
三井八郎右衛門

②は、八郎右衛門名義(三都本店)。享保六(一七二二)年から「御所駕輿丁猪熊座役」を勤め、「三井左衛門」と名乗ったこと、慶応三(一八六七)年、御所勘使所で「御呉服物御見競御用御出入」を命じられたこと、また勘定奉行所用達・伊豆国附嶋産物会所頭取をとめてきたことにより、寛政九(一七九七)年に苗字帯刀を許されたこと、が記されている。呉服業を営む京都町人としての三井および三井全体と朝廷・幕府の関係が述べられているといえる。

【史料一—③】(切紙一紙)

元禄四年未正月

(江戸両替店)  
三井次郎右衛門

(京両替店)  
三井三郎助

(大阪両替店)  
三井元之助

御為替御用達被仰付候、

寛政四年子十一月

右三人

右御用出精相勤候二付、銘ノ江御扶持方三人扶持宛被下置候、

往古より

(京両替店)  
三井三郎助

御所御勘使所御両替御用相勤候二付、諸役御免除札頂戴、苗字相名乗申候、

③は、次郎右衛門・三郎助・元之助(三都両替店)名義。元禄四(一六九二)年に「御為替御用達」となり、寛政四(一七九二)年にはこれにより各々へ三人扶持が支給されるようになったと記されている。また三郎助(京両替店)については、①と同様の内容が記されている。三井の両替店一卷と幕府・朝廷との関係が述べられているといえる。

「御為替御用達」は、幕府勘定所の御用を指すものであろう。前年の元禄三(一六九〇)年には、三井は幕府の大坂金蔵為替御用をひきうけ、以降これを軸として両替店一卷を發展させたが、この御用名前がこの三名である。後段には、①と同じく、御所勘使所の両替御用について記されるが、前段の三名のうち三郎助(京両替店)のみの名が記されており、御所の両替御用を請け負ったのは京両替店のみであることが確認される。

【史料一—④】(切紙一紙)

一、勘定所用達・会所頭取三井八郎右衛門、勘定奉行支配ヲ請、扶持方式人扶持と、一ヶ年手当金百式拾両宛被下置候、

但、八郎右衛門義、近年横浜其外向ノ御用相勤ニ付、文  
久武戌年九月中三人扶持被下、都合五人扶持被下候、

右之通、

慶応四辰年六月 三井八郎右衛門

名代 新三郎

市政

御裁判所様

④は、再び八郎右衛門（三都本店、北家高福）名義。勘定所用  
達・島方会所頭取をつとめ、勘定奉行支配をうけ、扶持方二人扶  
持・手当金一二〇両を支給され、さらに文久二（一八六二）年か  
らは横浜御用などのため、計五人扶持を支給されていた、と記さ  
れている。三井の当主としての八郎右衛門と、幕府との関係が述  
べられているというべきだろう。

これらはいずれも作成の経緯が不明であるが、維新前後におけ  
る三井の認識をみることできよう。

次に、「御一新前御所御勤方取調草稿」（追一三二六―二二）とい  
う史料をみる。表紙には、「旧両替店御所勤方扣帳」（これに相当  
しそうな史料は現存しない）からの抜粋であること、山中伝兵衛  
（西京両替店）・「源直」（不詳）が取り調べたことが記されている。

表紙裏には付箋があり、「薩州御陣営木場直右衛門」に提出した「旧  
例書」の扣であるとする。また、「金穀出納所」廻しとなった、と  
もある。

金穀出納所は、慶応三（一八六七）年一二月設置、明治元（一  
八六八）年二月廃止。設置直後に、三郎助（京両替店）が金穀出  
納所御用達に任じられている。史料の記載内容は明治元（一八六  
八）年までで、だいたいこの時期に、京両替店が作成し維新政府  
に提出した史料であるとわかる。また、これの草案が「御所向ニ  
係ル御用勤筋献上物調草案」（統六四九二）として残っている。  
内容は、四つの一覧から成っている。

「控」（献上）：宝永五（一七〇八）〜慶応三（一八六七）

「献上物控」：享保五（一七二〇）〜明治元（一八六八）

「御所御凶事」：安永八（一七七九）〜慶応二（一八六六）

「御作事御用」：宝永四（一七〇七）〜元治二（一八六五）

ここに記載されるべきことについては、史料が存在しうることに  
なるだろう。内容をまとめたものを参考表一に掲げた。基本的  
には、史料一―①に述べている慶事における祝儀、および幕府が出  
費するような朝廷の大事事における請払御用に関する一覧であ  
ろう。請払御用は、京都に財政運用機関をもたない幕府が御為替組  
にその取扱いを命じたものであり、これもやはり幕府御用を請け  
負ったことで、朝廷と関わりが生じたものであろう。

一番古い年代は宝永四（一七〇七）年であり、後掲の史料二―  
aでいう年代とおおよそ一致している。

これの一部で、注目すべき箇所を二箇所、抜粋して史料二とし  
て示す。

【史料二―a】

就御尋以書附奉申上候事

私儀御所御用奉相勤候儀二付此度被為成御尋、則左ニ奉申上候、御所御兩換御用向代〃奉相勤来り、宝永五年之御用奉相勤候扣者御座候、尤其以前御用奉相勤来候得共、確ト仕候扣無御座候付、難相分御座候、此段奉申上候、以上

安永三年午九月

(京兩替店)  
三井三郎助

土山駿河守殿

勢多大判事殿

安永三(一七七四)年段階で、京兩替店がつとめた「御所御兩替御用」に関する最古の記録は宝永五(一七〇八)年であり、それ以前は不明という。該当史料は現存していないようである。

【史料二―b】

一、慶応三卯十二月王政復古仰出候事二付、旧例書差出候事  
一、御所御兩替御用奉相勤来り候二付、諸役御免除札頂戴仕候、年頭・八朔二ハ御所・仙洞御所

一、錫御花生 一器宛 献上仕来候、

一、鮮鯛 両尾

右ハ

一、御即位 御入内 御降誕 大嘗會 御讓位 御受禪 親王  
御宣下 御立坊御祝儀 親王御元服

右大札之節々奉献上物仕来候事、

慶応三(一八六七)年一二月王政復古につき、「旧例書」を差出したという。これはこの史料か、史料一の類であろう。「御所御兩替御用」による諸役免除札、年頭・八朔の花生け献上、天皇家の慶事に際しての鯛献上、などが記されている。

以上を整理する。まず本店一卷(三都本店〓八郎右衛門)。

- ・享保六(一七二二)〓「御所駕輿丁猪熊座役」を勤める
- ・寛政九(一七九七) 幕府御用につき苗字帯刀
- ・慶応三(一八六七) 御所勤使所にて「御呉服物御見競御用 御出入」

本店一卷では、朝廷との関わりは乏しいようである。北家当主もしくは八郎右衛門は駕輿丁をつとめる。

続いて兩替店一卷(三郎助〓京兩替店、次郎右衛門〓江戸兩替店、元之助〓大坂兩替店)においては、

- ・元禄四(一六九二) 三名が幕府の御為替御用達
  - ※三郎助(京兩替店)は御所勤使所兩替御用、諸役免除札。  
年頭・八朔などで献上物につき往古より苗字名乗
  - ・宝永四(一七〇七)〓 御所作事御用に際し入用請払を確認
  - ・宝永五(一七〇八)〓 天皇家の慶事に際し献上を確認
  - ・安永八(一七七九)〓 天皇家の凶事に際し入用請払を確認
  - ・寛政四(一七九二) 御用出精に付、三人へ三人扶持
- のように整理できる。

なお、寛延三(一七五〇)年時点での兩替店の幕府勘定所に対

する申告では、御所の造営・修復の請払御用のほか、「御即位御讓位御道具代銀請払御用」が挙げられるが、いまみてきた維新期の書上げにはみえない。継続性の無かったものは挙げられていないか、急ぎの調査で限界があったか不明であるが、表一で全てでないことは確かである。

このようにしてみると、三井と近世朝廷の関わりは、主に御所勸使所の両替御用、作事・行事に伴う公金請払御用が中心であったが、これらは朝廷と独自の関係を取り結んだというより、幕府の御用に付随するものであったと思われる。<sup>(13)</sup>

参考として、京両替店「御所御用留」の寛政四(一七九二)年・五年分の記事をまとめて掲げておく(参考表二)。

## 二、現存する近世朝廷関連史料

本章では、現在三井文庫で所蔵・公開している史料で、近世朝廷に関わりのある史料にはどのようなものがあるか、列挙していく。前章で述べたもの、特に作事・行事に伴う公金請払御用に關するものが大半であるが、他にも多様な史料がある。

以下、史料名・収録年代・作成者・史料番号の順で示す。

### ・御所勸使所御用(禁裏・仙洞)

- 御所御用留 壹番 安永二〜文化二 京両替店 追五八八
- 御所御用留 貳番 文化三〜天保九 京両替店 追五八九

- 御所御用留 三番 天保一〇〜明治二 京両替店 追五九〇

### ・その他幕府・朝廷財政関連

- 京都御証文控 八冊 天明八〜慶応三 本一五四〜一六〇、別一七二七

- 江戸・大坂御金蔵御請納御証文留 七冊 天明五〜慶応三(關多し) 別一〇六〇〜別一〇六五、別一〇八五

- 禁裏御所御用御預り金控(西御公事方宛) 天保一三〜嘉永三 京十人組・小野・島田 統一八六九―

- 禁裏御所御物成金銀差引帳 御為替兩組 慶応三 統一九〇二

### ・御所造営関連(宝永度)

- 禁裏賢聖障子絵絹調進方拜命二付内借願書式 宝永六 京本店 本一四六七―三八

### ・御所造営関連(延享度)

- 下御所中宮御殿御普請銀請払留 延享三 京両替店 追五八四

### ・御所造営関連(寛政度)

- 御造営御用一卷 天明八〜寛政七 京両替店 追五九一
- 白川侯御勘定奉行江御申渡之書附之写(御所御造営) 天明八 京本店 本一四五四―二一

●寛政二戌年禁裏御所方御造営之節諸帳面入 寛政二 続二四四  
九・二四五〇

●天明八年京都大火後普請一件書類 寛政二 別一九〇五―八

●御造営二付割賦銀五畿内近江丹波播磨御料所役高帳 寛政年間

一 歟 京兩替店 別一六三四

●禁裏御所御造営諸手伝其外共代銀ノ内亥年分割賦高上納覚(控)

寛政三 河州若江郡鴻池新田支配人惣代和平次 大坂兩替店

続六五八―二四

●禁裏御所方其外御普請入用銀上納手形 寛政四 真野嘉右衛門・

西尾新太郎 京三井組 続一六〇九―四

●禁裏御所方其外御普請入用銀上納手形 寛政五 真野嘉右衛門、

西尾新太郎 京三井組 続一六〇九―五

●禁裏御所方御造営御入用銀諸払皆済証文(御役人中様御奥印ア

リ) 寛政七 京三井組 続一六〇九―八

・御所造営関連(安政度)

●御造営御用一卷 安政元 慶応元 京兩替店 追六〇二一

●御所御普請掛り江差出候手形押切帳 安政二 京兩替店 本五

一〇―二

●御所向御造営二付為御用掛御在京御勘定御吟味役立田岩太郎様

より江戸御留守宅江之御状於彼地御届方間違一件二付通達并返

書之控 安政二 京兩替店 別一六七八―二

●禁裏御造営二付献金御諭書并差加金願 安政元 大元方 本一  
六九四―七

●禁裏炎上御造営二付献金諭達写 安政元 京本店 本一六九四―

一四

●上金并御差加江惣高年割納控(禁裏御造営二付) 安政元 京

本店 本一六九四―一五

●御用金納済証文(安政元年禁裏御造営御入用銀関係) 安政五

京兩替店 続六九四―五

●禁裏御造営二付献納相願候銀百五拾貫目五ヶ年割合上納相済御

請取書 但三店より献納銀拾貫目御受取書共有之也 安政二

京町奉行所御造営掛、京三井組 続六四七八―一四

・御所造営関連(諸殿舎・御殿・内侍所ほか)

●清涼殿常御殿御普請御用留 安永九 京兩替店 本六七三乙

●清涼殿常御殿御普請入用銀上納手形 宝暦一三 加納小十郎・

塩津太郎兵衛 京三井組 続一六〇九―一

●准后様御別殿御普請御用留 明和三 明和五 京兩替店 追五

八七

●明和五年子二月准后御別殿御普請御入用五畿内御蔵入御割賦銀

并御築地方御入用銀五畿内并近江丹波播磨五万石已上御大名方

様御割賦被仰出候御入用掛改御用被仰付御渡相成候御書付 慶

応三 京三井組 続六四六五―三

●清涼殿常御殿御普請銀皆濟手形 小堀數馬様御奥印在 天明元

京三井組 統一六〇九一二

●准后御方御普請銀皆濟手形 小堀數馬様御奥印在 天明元 京  
兩替店 統一五九六一一四

●清涼殿常御殿御普請一件御即位新調御道具一件御用留 宝曆一  
三〓明和二 追五八六

●御三間御献間御造立御用留 三井三郎助 寛政一二〓享和元  
京兩替店 本五三八一二

●御三間御献之間御造立二付割賦可相掛五畿内御料所役高京都町  
中町夫人足高書付 寛政一二 京兩替店 別一六二二丁

●御学問所御造建御用留 文化二〓文化四 京兩替店 追五九四

●東宮御殿御造立御用留 文化六 京兩替店 追五九四

●内侍所御修復并御仮殿御造立御用留 文化七〓慶応三 京兩替  
店 追五九五

●内侍所御修復并御仮殿御造立二付御割賦可相掛五畿内御料京都  
町夫人足高(文政十三年及嘉永四年ノ書入アリ) 文化七 追五  
九六

●中宮御殿御造立仙洞御所御修復二付割賦可相掛五畿内近江丹波  
播磨八ヶ国御料所役高書付 文化一二 京兩替店 別一六〇二

●文化十二年亥八月中宮御殿御造立仙洞御所御修復、文化十四年  
巳六月女御御殿御修復御里御殿御造立、文政七年甲申年修学院  
御茶屋御新造御修復御用留(合一冊)三井三郎助 文化一二〓

文政八 京兩替店 追五九七

●中宮御殿御造立仙洞御所御修復御入用銀皆濟手形(小堀中務様  
御奥印アリ)文政元 京三井組 統一六〇九一九

●中宮御殿御造立仙洞御所御修復二付御割賦銀皆納手形 文政元  
京兩替店 統一九八七二三

●清涼殿常御殿御普請御用留 弘化三〓嘉永二 京兩替店 追六  
〇一

●金壹万五千兩小堀様御請取書(禁裏御普請御用) 慶応元 小堀  
數馬 京都御為替三井組 追五七二二三〇

・御所凶事入用請払

安永八(二七七九)年後桃園院没が初例(事業史五八八頁)。  
●御所凶事二付泉涌寺般舟院御入用銀御代官様方江差出候押切  
帳 三井三郎助 弘化三 京兩替店 本一九四八

●御所御凶事御用留 三井三郎助 弘化三〓慶応三 京兩替店  
追六〇〇

・即位・讓位新調御道具代銀請払

●御即位新調御道具代銀請払御用留 安永九〓天明四 京兩替店  
統一二九一

・呉服御用関係



●禁裏仙洞院御所呉服方書類 宝永六 本一四九四―三八、三九

●五十宮様一卷控 寛延二 京本店 別一三四〇―二

●五十宮様御下向一件書類 寛延二 京本店 別一九三四

●五十宮御入興二付御広鋪御用一件 明和四 京本店 別八二二

・献上・音信

●御所向二係ル御用勤筋献上物調草案 宝永六、明治二 西京三井組 統六四九二

●禁裏様献上物記 宝曆一〇、万延元年 大元方 統一一一九

●丑春季音物方入用控(禁裏所司代其他京都諸役人等) 嘉永六

京両替店 統二四八〇―一

●閑白両伝奏方江暑寒御伺進物并御使者上京一件 慶応元、三

京両替店 統一八一四

・閑院宮関係

●閑院御所江源右衛門高典様始而御立入被遊候節献上品々書付

(宝曆四年) 明和六歟 京本店 本一四六五―四―一

●無番状(閑院宮御法事関係) 明和六歟 江戸本店・京本店 本

一四六五―四―二

・駕輿丁(猪熊座)<sup>(15)</sup>

●御所御用勤仕履歴書上控 御所御勘使所御為替御用及駕輿丁其

他(四点) 明治元 京両替店 本一四八三―一〇

●寛政六年寅二月八日皇后様御入内御用一件 寛政六 追二一三七

●御所左近府駕輿丁猪熊座役則兵衛高祐様より次郎右衛門高福様

江御讓替一件 天保六 大元方 別一八三九―一

※北家六代高祐(文化二二まで八郎右衛門名前)から同八代高

福へ。高福はほぼ同時期に北家家督、八郎右衛門襲名。「文政

緋合一件」の終着を象徴。

・連家家原家の御剣清御用

家原家は三井十一家の一つ(連家、享保期より)。本阿弥家の当

主若年のため補佐として勤めたもの。

●文政六癸未年八月仙洞御所御用 文政七 家原家 追一四六二―

一

●文政十丁亥年七月禁裏仙洞御所御用 文政一〇 家原家 追一

四六二―二

・幕末の御用(大宮御所関連)

●佐々井半十郎様御掛大宮御所御普請高役金押切帳 三井組 慶

応三、明治二 追七八九

●大宮御所御造立二付国役納金請取手形 明治元 西京三井組

別一三四二―七

●大宮御所御立造御入用金両組出金方申渡(小野善助宛) 慶応三

小堀御金方 京三井組 続六四六五―八

●大宮御所御造管御入用国役殘金納方通達 慶応三 本多美濃守  
家来安井藤九郎 京三井組 続六四六五―三九

●大宮御所国役金受取手形上納方督促状 慶応三 大坂三井組国  
役請取方・京両替店 続六五七四―八

●大宮御所請払御印鑑(一新ノ際町奉行所出張御勘定方扱通帳類  
其五ノ内) 慶応三 大宮御所造立掛・京十人組 追八二二―  
三一―

●大宮御所御普請御入用国役取立方被仰付候被御渡書 慶応三  
追一二九九―八

●大宮御所国役金立替分十人組請取書 慶応三 追一二九九―九

・幕末の御用(その他)

●御陵御入用之内金三千両立替調達之節右御奉行ヨリ御褒書并続  
書等添箱入 元治元々慶応元 続二二二八

●御所御造管御入用金銀請払御用皆済小堀数馬様御奥印引替証文  
文久三 京三井組 続一六〇九―一三

●申渡(三井組、十人組宛)(御所御料年貢金等取扱方)(写) 慶  
応三 京三井組 続六四六五―四〇

●御所御修覆其外御普請御用書類(旧幕之末御用書類) 元治元  
京三井組 続一五五四

●御所御勘使所上納金証文 慶応三 京三井組 続六四六五―五

三

●御所御築地取広普請御用金銀請納通(一新ノ際町奉行所出張御  
勘定方扱通帳類其五ノ内) 慶応元々明治元 京三井組 追八  
二二―四

●御所御勘使所御用留 慶応三々明治元 北三井家 追一三二―四―  
一

・情報記録

●聞書 七冊 寛延四々明治六(本一四六々一五〇)

※両替店の収集した情報の留。内容は多種多様。先ごろ翻刻・  
刊行された一番には、安永期御所役人処罰一件、御所千度参  
り、寛政期の朝廷儉約令、蹴鞠装束関連などあり。

・その他

●女院御所還幸御行列附 寛政二 京本店 本一四六五―二二―  
三

●仙洞御所崩御御触流并拜見一条控 天保一一 京本店 本一六  
〇一一二

●舞楽御装束仕様帳 延宝年中寅上御所御改正 享保十一年丙午  
九月写之 京極氏 享保一一 本一六三五

●内裏外焼失員数覚(嘉永七年四月六日御所御築地内より出火ノ  
節) 安政元 大元方 別九一五―一〇

●若宮様御宮参ノ節於道筋御用方様御目見ニ付御伺書、御用方様

御苗字之儀ニ付御伺書(宗湛様御所持被遊候由ニ而天保十亥四

月高益様より御渡被遊候御用方様御苗字之儀并百年御連綿献上

物御伺書等写ノ内)寛政五 大元方 別一八二〇—二

●御即位御参役堂上并地下(写) 弘化四 京本店 統一三八—一

●禁裏御所江万石以上より国産貢献一件 慶応元 京両替店 統

一八一—三

●嵯峨御所御祠堂金預リ手形(嵯峨御所御役人中宛)別証文一通

添(小川元九郎様御借財筋古証文并請取書るい其外書付類入之

内)、天保一一 大元方 統二〇〇二—三

●拝借金返納猶予願 (御室御所御貸附役人宛)二通(両替町書

付るいノ内) 文政八 大元方、統二六四六—一〇

●仙洞御所江御移徙行幸、中宮新御殿江御移徙行啓且御幸始之節

御道筋取繕等御入用割賦可相掛京都町中町夫人足高書付 延享

三 京兩替店 追五八五

●寛政二年庚戌十一月廿六日仙洞御所遷幸行列 寛政二 家原家

追一四三三—四

●禁裏本御料反別小前帳(藤屋利右衛門之口南山城木津瓶原郷及

別訳書帳ノ内) 文政七 山城国相楽郡瓶原郷村々 京兩替店

追七四三—二—一

●金子借用願 (親類三文字屋与兵衛御所御造立請負方損失二付)請

負ニ関スル覚書(一通添) 文政元 越後屋孫兵衛等 京本店 統

六五七—二—四〇

●三州岡崎本多美濃守様御所司代御在役中加納繁三郎殿より段々

御頼談ニ付無抛御立用金二百両之济方年延ニ付御頼之口上書

尚又年々金拾兩宛御元入(覚一通添) 安政六 京兩替店 統

一五九—一—一五

### ・参考図書中の古記録

三井家編纂室・三井文庫が業務上収集した図書類。近世の記録

や版本も含まれる。<sup>17)</sup>

●「寛政元年禁裏御造営記」 B九一〇—一二五

●「御所御領地記」 C二四二—一二三

※享保か。青山幸知蔵本の写。

### ・古地図・絵図類<sup>18)</sup>

三井文庫は近世の地図類を豊富に蔵する。京都図の類以外にも、

朝廷に關連するものがある。

●(内裏図) 宝永六年木版 C六〇五—一〇—一

●堂上方御名処之図明和五(安永八写) C六〇五—一〇—三

●内裏御造営朝儀之図 C六〇七—一〇

●泉涌寺御葬送儀御筋御場所図六鋪 C八四〇—一—三

### 三、事例検討 ― 公金請払御用

本章では、両替店一卷と朝廷の関わりのおすすめなものである公金請払御用に関する史料を、数点とりあげて検討してみる。

#### 【史料三】

請取申式朱判之事

金式朱判八両者

銀座極

右是者、京都御入用取調役人今井団右衛門御役金式拾五兩被下候内、三季渡之割合を以、当子春之分請取、相渡申所仍如件、

寛政四年子二月 立会

牛窪直右衛門 印(御勘定)

伊奈伝六郎 印(大番士)

未罷登候二付、無印形(二条藏奉行)

小嶋平五郎

三宅左近 印(同)

松平石見守殿(大坂町奉行)

坂部十郎右衛門殿(同)

春田半十郎殿(大坂金奉行)

酒井与左衛門殿(同)

羽太織部殿(大番士・金奉行仮役)

伴吉五郎殿(同)

請取申式朱判之事

金二朱判六両者

銀座極

右是者、御所勘使買物使兼市野伝之進御役金式拾兩被下候内、三季渡之割合を以、当子春之分請取、相渡申所仍如件

寛政四年子二月

右同断印

右同断宛

「江戸・大坂御金藏御請納御証文留」(別一〇六一)に納められている証文二通である。<sup>19)</sup>

これは京両替店の記録であり、御為替送金・公金請払の御用を完遂した際に、幕府役人からうけとる請取証(納札)などを控えておくための帳面である。「諸冥加金銀御為替方」「大津御米代御為替方」「諸方付込」の三項目から成り、この証文は「諸方付込」項にある。「諸方付込」項は、幕府役人が大坂御金藏から役金・経費などをうけとった証文、在京幕府役人が送金元・送金先のどちらかである御為替送金に関する証文を載せている。

内容は、京都御入用取調役、御所勘使買物使兼への役金につき、春分を請け取り支払った旨の証文である。差出は二条藏奉行・「二条御藏立会」の御勘定(寛政重修諸家譜による)・大番士(二条在番、藏奉行仮役か)<sup>20)</sup>である。宛所は、大坂町奉行・大坂金奉行・大番士(大坂在番か)<sup>21)</sup>である。

続いて、大坂両替店の類似の記録をみる。

#### 【史料四】

…(\*)

請取申式朱判之事

金式朱判式拾六兩三分者

銀座極

内

拾九兩式分

但手代六人、忝人二付拾兩宛之内、三季

渡割合を以、忝人二付三兩忝分宛之積、

春之分

四兩

但手代忝人増、御給金共拾式兩之内、三

季渡之割合を以、春之分

三兩三分

但見習手代式人、忝人二付五兩宛之内、

三季渡之割合を以、忝人二付壹兩式分式

朱宛之積、春之分

右是者、二条御藏手代・見習共九人、当子春為御給金請取、相渡申所仍如件、

寛政四年子二月

立会

牛窪直右衛門 印

伊奈伝六郎 印

「未罷登候二付、無印形」

小嶋平五郎

三宅左近 印

松平石見守殿

坂部十郎右衛門殿

春田半十郎殿

酒井与左衛門殿

羽太織部殿

伴吉五郎殿

(中略)

請取申式朱判之事

金二朱判六両者

銀座極

右是者、御所勘使買物使兼市野伝之進御役金式拾兩被下候内、

三季渡之割合を以、当子春之分請取、相渡申所仍如件

寛政四年子二月

右同断

御宛所同断

「京都御証文留帳」(本一五四)所載の証文二通。大坂両替店の記録である。差出・宛所は史料三と同じ。二条御藏手代、御所勘使買物使兼への役金につき、春分を受け取り支払った旨の証文である。史料三・四の(\*)は同じ証文を写したものである。

形式上は、幕府大坂金蔵より二条米蔵に送金があり、二条米蔵で支払いがなされた旨の証文となっている。より多くの帳簿が残る御為替送金手続きを参考にすると、三井が介在する實際の手続きは以下のものであったと考えられる。<sup>(22)</sup>

- (i) 三井大坂両替店、幕府大坂金蔵より公金を預かる。大坂金蔵役人へ預り手形提出。

- (ii) 大坂両替店より、京両替店へ連絡。

(iii) 京両替店、二条米蔵へ現銀持参。二条米蔵において対象者へ給付。

※三井が直接対象者に支払い、二条米蔵へは対象者の請取証文だけを提出する可能性もある。<sup>(23)</sup>

(iv) 京両替店、二条米蔵役人より証文を受け取る(引用史料の原本)。専用の帳面に写す(史料三)。

(v) 京両替店、(iv)の証文を大坂両替店に送付。

(vi) 大坂両替店、(iv)の証文を写す(史料四)。大坂金蔵役人に提出し、(i)の預り手形回収。御用完遂。

飯島千秋によれば、二条米蔵手代は給金分を大坂金蔵で受取る<sup>(24)</sup>というが、実際に大坂まで請取に行くわけではなく、このように三井両替店が介在することで、京都で支払われていたのである。ほとんど幕府勘定機構の一部として機能しているといっているであろう。

次は、厳密に言えば公金請払御用とも御為替送金とも異なるが、似た役割を三井が果たしている例である。

#### 【史料五】

(寛政五年)  
十一月十一日

一、御勸使所より、御用之儀有之候間、名代可罷出旨申来、  
(桜井、三郎助代)  
与市罷出候処、左之通

一、金貳両三歩  
銀拾壹匁三厘

(勘定吟味役兼組頭)  
肥田十郎兵衛様

(勘頭兼衣台所頭)  
平岩六郎左衛門様

御状壹通  
有田播磨守様  
(禁裏付)  
中村久左衛門様  
石谷肥前守様より

(台所頭格・勘頭見書)  
大木金助様 江

一、右御同所様江 同壹通 木村周蔵様より  
(御所頭)

右金銀并御状式通御渡、差下候様被仰付、則与市印形を以請取相認、差出置申候

(日付脱)

一、今日江戸表より右金銀并御状共請取書差登候二付、与市持参、差出候処、下地上ヶ置候請取書と引替御渡有之候、

京両替店の「御所御用留書」(追五八八)の記事である。御所勘使所の御用に関する日録形式の記録である。

禁裏御所の勘使所にて、金銀および禁裏付武家・御所勘頭より、幕府勘定吟味役・勘頭・台所頭への書状二通を託される。請取書を提出しておき、事後に江戸から請取書が来た後にこれと引替えに回収している。宛所の四名は、江戸勘定所の役人であろうという他、その意味するところ不詳である。金銀も同じ送付元・送付先であろうと思われる。幕府役人間の小額送金・書類送付を請け負っていることがわかる。

## おわりに

はなはだ雑駁な紹介となつてしまつたが、現在主に使用されている幕府・朝廷の公記録や公家文書とは、相当に性格を異にする史料が利用できることがお分かりいただければと思う。

追求可能な論点としては、巨大支出を伴う行事・工事の財務面・工程・変遷など具体的諸相、幕府・朝廷財政の関係と三井のかかり、その日常の業務文書レベルの実態、京都町人と朝廷の関係、経済上・身分上の関係など、多岐にわたると思われる。

活発な利用と、今後の研究の進展に俟ちたい。

- (1) 公益財団法人三井文庫。明治三六（一九〇三）年に三井本館内に設置された三井家編纂室を淵源とする。大正七（一九一八）年三井文庫に改組。昭和四〇（一九六五）年財団法人化。平成二二（二〇一〇）年公益財団法人認定。  
〒一六四・〇〇〇二 東京都中野区上高田五・一六・一  
電話〇三・三三八七・九四三一（代表）。  
<http://www.mitsui-bunko.or.jp/>
- (2) 近世の三井の店舗組織は、全営業店舗および一族の統括機関である大元方の下に、三都の呉服店を中心とする本店一巻、三都の両替店を中心とする両替店一巻からなつていた。三井文庫では、一部近世の火災等で失われているが、多くの店舗の史料を所蔵している。

- (3) 三井家には、家祖高利の息男・女婿らに始まる十一の家がある。時代により家の呼称は変化するが、本稿では現行の通称による。

- (4) 『三井家記録文書目録』全五冊、一九二二～一九二六。三井文庫所蔵史料『主要帳簿目録』・『一件書類目録』・『式目類目録』既刊一三冊、店別・主題別、一九九三。前者は、三井家同族会事務局経由で史料を受け入れた際の収蔵番号順。後者は営業店舗別・テーマ別になつている。

- (5) 本篇全五巻・資料篇全五巻、一九七三～二〇〇一、各第一巻が近世期を対象とする。

- (6) 近世の三井の歴史は、ふつう延宝元（一六七三）年江戸店・京仕入店開設から説き起こされるが、はやくも貞享四（一六八七）年に幕府私方御納戸呉服御用を引き受けている。また元禄三（一六九〇）年には幕府大坂金蔵銀為替御用を引受け、この御用のために翌年大坂呉服店・両替店を設けている。その後も幕末にいたるまで、多くの幕府御用を引受けていった。特に幕府の送金（主として大坂御金蔵から江戸御金蔵へ）の御為替御用は、三井の経営上大きな意味をもつた。『三井事業史』本文篇一、第一章第四節、第五章第七節。賀川隆行『近世三井経営史の研究』（吉川弘文館、一九八〇）第二章第一節。

- (7) 三井文庫所蔵史料 本一四八三一一〇。以下、三井文庫所

蔵史料については所蔵を略し、史料番号で示す。

- (8) この駕籠丁役が、北家の歴代当主が継承するものか、三井家の実質的なトップが継承するものか、八郎右衛門を名乗る人物が継承するものかは不明である。なお、享保六(一七二一)年当時の八郎右衛門は高房(北家)。個々の家を離れて三井全体を統括する「親分」はその父高平(号宗竺)であった。

- (9) 近世の三井の組織は、全ての家と店舗を総括する大元方の下に、本店系(呉服業)と両替店系がおのこの店舗を展開する仕組になっていた。これを一卷といっている。

- (10) 参考として、三井の江戸幕府御用引受けを、ごく主要なものに限って示しておく。幕末は急増するため省く。

- 貞享四 (一六八七)年 幕府御納戸呉服御用  
元禄三 (一六九〇)年 幕府大坂金蔵為替御用  
享保七 (一七二二)年 幕府二条・大津米蔵払米代金を替御用  
宝暦四 (一七五四)年 西丸呉服御用  
天明七 (一七八七)年 国役御用 大和・山城(文化五まで)  
文化五 (一八〇八)年 蝦夷地為替御用  
文化一〇(一八一三)年 勘定所御用達(伊豆七島島方会所頭

取による)

- 安政六 (一八五九)年 外国方御金御用達

- (11) 幕末には、三井はきわめて多数の御用を引受けている。

- (12) 賀川前掲著、三三三頁。

- (13) 「例線鑑」七 続八五五。賀川前掲著、三四頁所引。

- (14) これを評価するに際しては、安永以前の朝廷財政の構造・機構が問題であるが、詳しく知られていない。

- (15) 京都町人で比較的裕福な商人・職人になるといふ。西村慎太郎『近世朝廷社会と地下官人』吉川弘文館、二〇〇八、第二部二章。

- (16) 三井文庫史料叢書『大坂両替店「聞書」一』吉川弘文館、二〇一一。

- (17) 主要なものについては、「三井文庫所蔵参考図書目録抄」一・二(『三井文庫論叢』二五・二六 一九九一)に掲げられている。

- (18) 三井文庫閲覧室配架「三井文庫地図目録」(非刊行)参照。

- (19) この帳簿の基本的な性格については、幕府の御為替御用における送金と諸帳簿類の構成・関係を論じた拙稿「御為替三井組の御用関係帳簿類について」・「同(二)」(『三井文庫論叢』四四・四五、二〇一〇・二〇一一)を参照されたい。

- (20) 不明。飯島千秋によれば、元禄二二(一六九九)年まで、二条在番から二条蔵目付が選ばれ監察がなされたという飯島『江戸幕府財政の研究』(吉川弘文館、二〇〇四)、二七二頁。

- (21) 飯島千秋によれば、大坂在番から二名が選ばれ、大坂金奉行の仮役を務める例という。(同右二五三頁)。



(22) 前掲拙稿参照。

(23) 単に大坂金蔵が金銀を二条御蔵に送るだけであれば、三井としては御為替御用に分類される業務であるが、ここに挙げた証文は、御為替御用のものと異なっている。

(24) 飯島前掲著、二七二頁。

(三井文庫研究員)

参考表 1 : 「御一新前御所御勤方取調草稿」 概要

控	
立坊	宝永 5 (1708) 年
遷幸	宝永 6 (1709) 年
即位	宝永 7 (1710) 年
入内	享保元 (1716) 年
太子誕生	享保 5 (1720) 年
親王宣下	享保 5 (1720) 年
親王宣下祝儀能拝見仰付け	享保 5 (1720) 年
東宮宣下	享保 13 (1728) 年
献上に付お目通り	
春宮元服	享保 18 (1733) 年
即位	享保 20 (1735) 年
入内	元文元 (1736) 年
姫宮誕生	元文 2 (1737) 年
大嘗会	元文 3 (1738) 年
女二ノ宮誕生	元文 5 (1740) 年
若宮誕生	元文 6 (1741) 年
親王宣下	延享 3 (1746) 年
春宮宣下	延享 4 (1747) 年
讓位	延享 4 (1747) 年
受禪	延享 4 (1747) 年
即位	延享 4 (1747) 年
大嘗会	寛永元 (1624) 年
入内	宝暦 5 (1755) 年
正徳 6 (1716) 年 4 月 元文元 (1736) 年 9 月 入内済に付、御衣裳料銀大坂御金蔵より受取方仰付け、宝暦 5 (1755)、 奏者所にて褒賞白銀・大儀料銀頂戴	
若宮誕生	宝暦 8 (1758) 年
親王宣下	宝暦 9 (1759) 年
即位	宝暦 13 (1763) 年
大嘗会	明和元 (1764) 年
立坊	明和 5 (1768) 年
春宮元服	明和 5 (1768) 年
讓位	

受禪	
仙洞移徙	明和 8 (1771) 年
即位	明和 8 (1771) 年
大嘗会	明和 8 (1771) 年
入内	安永元 (1772) 年
入内済に付、御衣裳料銀大坂御金蔵より受取方仰付け先格を以て、 奏者所にて褒賞白銀・大儀料銀頂戴	
<b>【史料 2 - a】</b>	安永 3 (1774) 年
姫宮誕生	安永 8 (1779) 年
献上、御廊下にて御雑煮御吸物御土器御酒頂戴	
即位	安永 9 (1780) 年
元服	安永 10 (1781) 年
安永 10 (1781) ~天明 8 (1788) 年扣焼失	
黄金 24 枚・小判 45 両 禁裏へ諸家より献上之官金、天明 8 (1788) 年京都大火に付、両伝奏預りが例も、火災後につき預り	
禁裏御所御木造儀式拝見、左の通り	
禁裏 木造始・地曳	寛政元 (1789) 年
仙洞 同	寛政元 (1789) 年
大女院 同	寛政元 (1789) 年
女院 同	寛政元 (1789) 年
禁裏 上棟	寛政 2 (1790) 年
仙洞 同	寛政 2 (1790) 年
女院 同	寛政 2 (1790) 年
禁裏 御殿向拝見	寛政 2 (1790) 年
仙洞 同	寛政 2 (1790) 年
女院 同	寛政 2 (1790) 年
禁裏 遷幸	寛政 2 (1790) 年
仙洞 同	寛政 2 (1790) 年
女院 同	寛政 2 (1790) 年
内侍所 渡御	寛政 2 (1790) 年
右之度々、拝見仰せ付け 遷幸に付献上に付、御祝御吸物御酒下置かる	
入内	寛政 6 (1794) 年
仙洞 御賀祝儀	寛政 11 (1799) 年
右献上に付、御土器御肴御酒御勘使所にて下置かる	

太子誕生	寛政12 (1800) 年
右献上に付、御雑煮御吸物御土器御酒御廊下にて下置かる	
親王宣下	寛政12 (1800) 年
儲君親王宣下	文化4 (1807) 年
立坊祝儀	文化6 (1809) 年
仙洞70歳賀	文化6 (1809) 年
右献上に付、奏者所玄関にて御土器御肴御酒下置かる	
東宮元服	文化8 (1811) 年
中宮若宮誕生	文化13 (1816) 年
讓位・受禪	文化14 (1817) 年
即位	文化14 (1817) 年
入内	文化14 (1817) 年
大嘗会	文化15 (1818) 年
若宮誕生	文政3 (1820) 年
右献上に付、奏者所にて御雑煮御吸物御土器御酒下置かる、仙洞御所にて雑煮除き同様	
姫宮誕生	文政12 (1829) 年
右献上に付、女御殿にて前同様下置かる	
若宮親王宣下	天保6 (1835) 年
立坊祝儀	天保11 (1840) 年
大嘗会	天保14 (1843) 年
入内	天保14 (1843) 年
右献上に付、勸使所にて御土器御肴御酒下置かる	
姫宮誕生	嘉永3 (1850) 年
右献上に付、奏者所にて御雑煮御酒御土器下置かる	
遷幸	安政2 (1855) 年
姫宮誕生	安政5 (1858) 年
右献上に付、先例通り御雑煮御酒御吸物下置かる	
儲君親王宣下	安政7 (1860) 年
元治元 (1864) 年、兵火にて店類焼、御救助として玄米頂戴	
<b>【史料2-b】</b>	慶応3 (1867) 年
<b>献上物控</b>	
鮮鯛 2尾	享保5 (1720) 年親王宣下
興津鯛 20尾	享保13 (1728) 年春宮宣下

鯛 2尾ずつ	享保18 (1733) 年御本殿・新御殿
鯛 2尾	享保20 (1735) 年即位
鯛 2尾	元文元 (1736) 年入内
鮮鯛 2尾	元文2 (1737) 年姫宮誕生
生鯛 2尾	元文3 (1738) 年大嘗会
元文4 (1739) 年7月より、献上物ごとに長橋局へ延紙5束進上	
生鯛 2尾	元文5 (1740) 年女二ノ宮誕生
鮮鯛 2尾	元文6 (1741) 年若宮誕生
同 2尾ずつ	延享3 (1746) 年親王宣下、本殿・親王御殿
同 2尾ずつ	延享4 (1747) 年春宮宣下、本殿・春宮殿
同 2尾ずつ	延享4 (1747) 年讓位・受禪、本殿・新御殿
同 2尾	延享4 (1747) 年即位
同 2尾	寛延元 (1748) 年大嘗会
同 2尾	宝暦5 (1755) 年入内
同 2尾	宝暦8 (1758) 年若宮誕生
同 2尾ずつ	宝暦9 (1759) 年親王宣下、本殿・新御殿
同 2尾	宝暦13 (1763) 年即位
鮮鯛 2尾	明和元 (1764) 年大嘗会
同 2尾	明和5 (1768) 年立坊
同 2尾	明和5 (1768) 年春宮元服
同 2尾ずつ	明和7 (1770) 年讓位にて仙洞、受禪にて新御殿
同 2尾	明和8 (1771) 年即位
同 2尾ずつ	明和8 (1771) 年大嘗会
同 2尾	安永元 (1772) 年入内、仙洞・本殿
同 2尾ずつ	安永8 (1779) 年姫宮誕生
同 2尾ずつ	安永9 (1780) 年即位、本殿・仙洞
同 2尾ずつ	安永10 (1781) 年元服、両御所

同 2尾ずつ	寛政 2 (1790) 年遷幸、両御所
同 2尾ずつ	寛政 6 (1794) 年入内
同 2尾ずつ	寛政11 (1799) 年仙洞御賀
同 2尾ずつ3箇所	寛政12 (1800) 年太子誕生
同 2尾ずつ3箇所	寛政12 (1800) 年親王宣下
同 2尾ずつ3箇所	文化 4 (1807) 年親王宣下
同 2尾ずつ3箇所	文化 6 (1809) 年立坊祝儀
同 2尾ずつ	文化 6 (1809) 年仙洞御賀
同 2尾ずつ3箇所	文化 8 (1811) 年東宮元服
同 2尾	文化13 (1816) 年中宮若宮誕生
鮮鯛 2尾ずつ	文化14 (1817) 年讓位・受禪
同 2尾	文化14 (1817) 年即位
同 2尾ずつ3箇所	文化14 (1817) 年入内
同 2尾ずつ	文化15 (1818) 年大嘗会
同 2尾ずつ3箇所	文政 3 (1820) 年若宮誕生
同 2尾ずつ3箇所	文政13 (1830) 年若宮誕生
同 2尾ずつ	天保 6 (1835) 年親王宣下
同 2尾ずつ3箇所	天保11 (1840) 年立坊祝儀
同 2尾	天保14 (1843) 年大嘗会
鮮鯛 2尾ずつ	天保14 (1843) 年入内
同 2尾ずつ	嘉永 3 (1850) 年姫宮誕生
同 2尾	安政 2 (1855) 年遷幸
同 2尾ずつ	安政 5 (1858) 年姫宮誕生
同 2尾ずつ	安政 7 (1860) 年親王宣下
同 2尾	慶応 4 (1868) 年元服
同 2尾	明治元 (1868) 年即位
<b>御所御凶事</b>	
安永 8 (1779) 年	後桃園院 禁裏
天明 3 (1783) 年	盛化門院
寛政 2 (1790) 年	青綺門院 大女院
文化10 (1813) 年	後桜町院 仙洞
文政 6 (1823) 年	新皇嘉門院 女御
天保11 (1840) 年	光格天皇 仙洞
弘化 3 (1846) 年	仁孝天皇 禁裏

弘化 3 (1846) 年	新清和院 女院
弘化 4 (1847) 年	新朔平門院 大宮
慶応 2 (1866) 年	孝明天皇 禁裏
右法会の度々、御葬式御法会入用銀、大坂御金蔵より受取方・支払御用	
<b>御作事御用</b>	
宝永 4 (1707) 年	春宮御殿
宝永 5 (1708) 年	禁裏御所
正徳 4 (1714) 年	女御御殿
正徳 6 (1716) 年	八十宮御殿
延享 3 (1746) 年	仙洞・中宮御所
宝暦 13 (1763) 年	清涼殿・常御殿
明和 3 (1766) 年	准后別殿
明和 7 (1770) 年	仙洞御所
安永 9 (1780) 年	清涼殿・常御殿
天明 8 (1788) 年	禁裏御所
寛政 5 (1793) 年	皇后御殿
寛政 12 (1800) 年	禁裏御三間・御献之間
文化 2 (1805) 年	禁裏学問所
文化 6 (1809) 年	東宮御殿
文化 7 (1810) 年	内侍所
文化 12 (1815) 年	仙洞・中宮御殿
文化 14 (1817) 年	女御御殿・里御殿
文政 7 (1824) 年	修学院茶屋
文政 8 (1825) 年	女御御殿・里御殿
文政 13 (1830) 年	内侍所
弘化 3 (1846) 年	清涼殿・常御殿
嘉永 元 (1848) 年	女御御殿・里御殿
嘉永 4 (1851) 年	内侍所
嘉永 7 (1854) 年	禁裏御所
元治 2 (1865) 年	内侍所仮殿新造・本殿修復
元治 2 (1865) 年	築地丑寅角取広、其外普請
(錫花入れ図説)	

## 参考表 2 : 京両替店「御所御用留」巻 抜粋

※「皇后御殿新調御道具代御用留」を含むが、省略した

年	月	日	本文
寛政 4 壬子	1	1	両御所年頭献上例の通、三郎助参内、御返青銅拝領（仙洞徳日のため2日）、両付武家ほか御役人方御礼廻り（両付・賄頭へは三郎助、その他は与市）
寛政 4 壬子	1	19	町奉行三枝豊前守より呼出、助七郎出、用人相井磯次郎より、上納銀包の件
寛政 4 壬子	2	13	中嶋永治より、女一宮皇后沙汰に付、出入願いの件 ※質素の件、中嶋話
寛政 4 壬子	2	14	中嶋永治へ、皇后御所御用願わぬ旨返答
寛政 4 壬子	2	15	中嶋永治へ生肴一折
寛政 4 壬子	2	15	葉室姫新典侍姫宮 [寿賀宮] 出生に付、恐悦のため三郎助、上勘使所・下勘定所へ出
寛政 4 壬子	4	27	三郎助高年、来月勤番のため江戸出立に付、願書助七郎勘使所へ持参、中嶋栄治へ差出、賄頭保田・木村より付武家の許可申渡し（下は上が認可なら認可の例）
寛政 4 壬子	4	27	下御所頭部屋へ助七郎願書持参、瓜生誠治へ差出、上御所同様許可
寛政 4 壬子	4	28	上付武家・賄頭・奏者所・勘使所、下付武家・奏者所・勘定所・頭部屋、賄頭へ三郎助廻る
寛政 4 壬子	7	5	賄頭保田定市召し、明6日御出府、暇乞のため助七郎罷り出る
寛政 4 壬子	7	5	七夕祝儀素麺一把ずつ例の通り差贈る
寛政 4 壬子	8	1	八朔献上、三郎助高年在府に付、松野助七郎両御所へ、御差青銅例の通り頂戴、御役人方へ廻る
寛政 4 壬子	12	25	歳暮祝儀、両御所役人方へ申貝一連ずつ例の通り差贈る



寛政 5 癸丑	1	1	両御所へ年頭献上、三郎助高年出府に付松野助七郎勤む、青銅頂戴、御役人方へも例年の通り廻る
寛政 5 癸丑	1	18	勘使所より大判売買値段書上げ指示、3枚お払い、代金 45 両 1 歩 2 朱上納、藤五郎に持たせ遣わす
寛政 5 癸丑	3	3	勘使所より大判売買値段書上げ指示、5枚お払い、代金 77 両 2 分上納、藤五郎に持たせ遣わす
寛政 5 癸丑	5	10	寿賀宮没、鳴物停止 3 日、但しご機嫌伺いなし
寛政 5 癸丑	5	11	勘使所より呼出、清水口之進より、銀 4 貫 300 目奥より出、大黒常是にて包み立てさせる御用
寛政 5 癸丑	5	13	三井三郎助→勘使所、銀 4 貫 300 目預手形、庄三郎より口之進へ。銀子、勘使所→常は大黒作右衛門覚うけとる。
寛政 5 癸丑	5	12	庄三郎、銀子を常是で包ませ勘使所へ持参、残銀覚・残銀返上、手形引換。
寛政 5 癸丑	7	18	勘使所より呼出、御帳改より、後藤封金 100 両奥にて開封、切金（切小判）買い取るべき旨仰せ、困難の由返答、書き付けるべき旨指示
寛政 5 癸丑	7	18	助七郎勘使所へ出、山岡文蔵〔御帳役〕へ、書面にし難し、今回限り立替えるべき旨返答
寛政 5 癸丑	7	19	助七郎勘使所へ、山岡文蔵〔御帳役〕より
寛政 5 癸丑	7	21	大小判 100 両、藤五郎に持たせ遣わす、後藤包み 100 両お渡し
寛政 5 癸丑	7	6	七夕配り物、例の通り
寛政 5 癸丑	7	20	松野助七郎、御所方より御屋鋪方へ、跡役桜井与市。中嶋永治殿宅へ助七郎罷出、三郎助出府中は助七郎が御用勤も、病身のため桜井与市へ変更の段相談、問題なき旨返答
寛政 5 癸丑	7	25	助七郎・与市同道、勘使所へ出、御帳役山岡文蔵殿へ申込、奥へ申上げ聞済、同所奥ノ間にて木村周蔵〔賄頭〕・御勘使兩人へ目通り。書付あり

寛政 5 癸丑	7	25	同日下御所頭部屋へ出、西川善蔵殿へ、上で認可の旨など述べる、奥へ入り聞済の由伝達、奏者所への挨拶尋ね、先例なき旨返答
寛政 5 癸丑	7	25	済むに付、中嶋永治〔御帳役〕宅へ兩人挨拶
寛政 5 癸丑	7	26	済むに付、中嶋永治〔御帳役〕宅へ兩人名前で生肴一折
寛政 5 癸丑	8	1	両御所へ年頭献上、三郎助高年出府に付桜井与市勤む、御返青銅頂戴、御役人方へ廻る
寛政 5 癸丑	9	6	勘使所より小判 100 両払い、値段書・大銀 6 貫 17 匁藤五郎に持たせ遣わす、後藤包のまま金 100 両受取り帰る
寛政 5 癸丑	9	14	葉室姫新典侍若宮〔俊宮〕出生に付、恐悦、三郎助在府断りのため与市、上勘使所・下勘定所へ出
寛政 5 癸丑	11	6	宗巴老没、両御所へ触穢（江戸親類、店へ地穢なし）届け、上御所御帳役山岡文蔵、下御所仕丁頭吉川善兵衛へ
<b>【史料 5】</b>			
寛政 5 癸丑	11	11	勘使所より呼出、以下差し下すべき旨、与市印形で請取差出す ・金 2 両 3 匁・銀 11 匁 1 厘 ・有田播磨守・石谷肥前守〔両禁裏付〕→肥田十郎兵衛・平岩六郎左衛門・中村久左衛門・大木金助〔勘定所役人??〕へ状 1 通 ・木村周蔵〔賄頭〕→同 1 通
寛政 5 癸丑	—	—	江戸より金・状請取来る、与市持参、請取書と引き換え